

令和4年4月7日

備前市立学校保護者の皆様へ

備前市教育委員会
教育長 松畑 熙一

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る児童生徒等の出欠の取扱いについて

平素より、保護者の皆様におかれましては、備前市の教育にご理解、ご協力いただきまして誠にありがとうございます。

これまで学年末の教育活動の継続を最優先とするため、令和3年度3学期中を目途にレベル2対応を継続しておりましたが、岡山県リバウンド防止強化期間の終了及び春休み期間中の感染拡大状況を踏まえ、備前市立学校においては、地域の感染レベルをレベル1に引き下げます。

つきましては、新型コロナウイルス感染症に関する児童生徒の出欠の取り扱いについて、令和4年4月7日より次のとおり対応を改めることとしますので、何卒ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

なお、備前市立学校においては、教育活動における感染防止対策を引き続き徹底してまいりますので、お子様の健康面などで不安がある場合等は、学校へご相談いただきますようお願いいたします。

記

新型コロナウイルス感染症に関し、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日（以下、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」という。）」とする目安

(1) 下記①～③のいずれかに該当する場合には、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として取り扱う。

- ①新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者とは認められないが、感染者と接触があり保健所の健康観察の対象となった場合等
- ②医療的ケアを必要とする児童生徒等や、基礎疾患等がある児童生徒等で、主治医や学校医に相談し、登校を控えるべきと判断された場合
- ③その他、新型コロナウイルス感染症に関し、各児童生徒を取り巻く状況等により、保護者の申し出を受け、やむを得ず、特定の児童生徒の登校を取りやめることが特に必要であると校長が認める場合においては、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とすることができる。

(2) 出席停止となる場合

- ①医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合
- ②保健所により濃厚接触者に特定された場合
- ③本人に風邪の症状が見られる場合

期間については、上記(1)－①については、感染者と最後に接触した日から起算して1週間、上記(1)－②については、主治医や学校医が登校を控えるべきと判断した期間、(2)－③については、症状が改善するまでとすること。

※(1)－③については、在宅学習願の提出をお願いします。

※地域の感染レベルの変動に伴い出欠の取り扱いに変更が生じた場合は改めてお知らせします。

【本件担当】

備前市教育委員会小中一貫教育課 藤木

Tel 0869-64-1858